

本日ここに、第15回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第35号から議案第54号まで並びに報告第6号から報告第32号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号 筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び筑後市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の引用条項を一括して改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 筑後市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、サービスの宣誓に係る手続において書面への押印を不要とするほか、災害等の緊急時においては、宣誓書の提出前であっても職務を行わせることができるよう改正するものであります。

議案第37号 筑後市税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、扶養控除の対象外となっている国外居住親族について、個人住民税の非課税限度額等の算定基準からも除外するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 筑後市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、固定資産の価格に関する審査の申出手続における書面への押印及び署名を不要とするものであります。

議案第39号 筑後市手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の制度改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行する主体として明確

化されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第40号 令和3年度筑後市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算は、1,766万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を205億5,068万8千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

各款共通の職員人件費は、組織機構の見直し及び人事異動に伴う予算の組替えであります。

第2款 総務費の人事管理に要する経費は、産休職員等の増加により会計年度任用職員報酬等を増額するものであります。

広報広聴に要する経費は、新型コロナウイルス感染症対策など、緊急性の高い情報を多くの住民に早期かつ確実に発信するため、市の公式LINEのシステム構築に係る業務委託料を計上するものであります。

電子計算事務に要する経費は、定型業務の効率化を行うため、コンピュータ上で行う操作を自動実行させるRPA（アール・ピー・エー）の導入委託料など、関係経費を計上するものであります。

男女共同参画に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困っている人に対し、生理用品や紙おむつ等を配布するため、購入費用を計上するものであります。

住民基本台帳事務に要する経費は、地方公共団体情報システム機構に委任している個人番号通知書、個人番号カード関連事務等の交付金について、国の交付決定を受け増額するものであります。

選挙管理委員会に要する経費は、投票所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、接触機会の低減、密を回避した配置に必要な選挙機材の購入費を計上するものであります。

第3款 民生費の国民健康保険特別会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免措置に伴い、繰出金を増額するものであります。

介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金は、令和2年度決算の確定に伴う減額及び新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免措置に伴う増額を行うものであります。

児童福祉事務に要する経費は、保育士の事務負担軽減や新型コロナウイルス感染症対策のため、保育記録の電子化、園児の登降園管理のシステム化など、ICT化に向けたシステム導入に係る委託料及び補助金を計上するものであります。

第4款 衛生費の予防接種に要する経費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に携わる在籍型出向職員の受入れにあたり、出向元企業に対する給与負担金を計上するものであります。

第5款 労働費のシルバー人材センターに要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、センターの和式便器の洋式化に係る改修経費を計上するものであります。

第6款 農林水産業費の農業指導に要する経費は、国県の交付金を活用して実施している多面的機能支払交付金事業等の内容拡充に伴い、補助金を増額するものであります。

地産地消推進事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、出荷額が低迷する地元のお茶農家の応援と、婚姻届を提出された夫婦を祝福するため、お茶のボトルと茶葉のセットの贈呈に係る経費を計上するものであります。

畜産業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大により輸入飼料の供給が不安定であることから、畜産農家における自給飼料の生産拡大に必要な機械の導入経費に対する補助金を計上するものであります。

筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、県営事業の計画変更に伴い事業費が増加するため、負担金を増額するものであ

ります。

第7款 商工費の観光事業に要する経費は、福岡県宿泊税交付金を活用し、テレビやラジオを使った市のプロモーション事業及び路線バスを使用したPR事業を実施するため、広告料を計上するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

教育研究所運営に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、和式便器の洋式化に係る改修経費を計上するものであります。

小中学校費の学校管理に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、修学旅行の延期、中止を余儀なくされた場合のキャンセル料等に対する補助金を計上するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、市債などを充てております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の6月決定分について、歳入補正及び財源の組替えを行っております。

債務負担行為の補正は、令和4年度からの受託事業者を選定する必要がある、筑後学童保育所運営委託料及びがん検診等委託料であります。

地方債の補正は、排水機場整備事業を増額するものであります。

議案第41号 令和3年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置により、一般被保険者国民健康保険税を減額するため、県支出金及び繰入金を増額し歳入を組み替え

るものであります。

債務負担行為の補正は、令和4年度からの受託事業者を選定する必要がある、特定検診（集団検診）委託料であります。

議案第42号 令和3年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、1億4,905万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億1,641万1千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和2年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和2年度介護給付費などの確定に伴う国及び県負担金返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第43号 令和2年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 令和2年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第51号 令和2年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金4,794万9,691円、建設改良積立金1億6千万円を計上し、翌年度繰越利益剰余金は、3億7,479万4,262円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第52号 令和2年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源を1億4,937万6,833円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第53号 専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化していることに伴い、国の生活困窮者自立支援金の給付に係る経費について、令和3年度筑後市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

議案第54号 工事請負契約の締結につきましては、筑後小学校増築工事において、条件付一般競争入札により契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第6号から報告第24号までの 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、大和行政区内で発生した建物火災における消火活動中、消防団車両を介して井原堤の水が消火栓内に逆流し、付近の一般住宅の水道水に濁りが発生し損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第25号 令和2年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第26号 令和2年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 27 号 令和 2 年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 28 号 令和 2 年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 29 号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第 30 号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第 31 号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度の経営状況を報告するものであります。

報告第 32 号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき、令和 2 年度の評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。